

防官企第3761号
23.3.31
改正 防官企第4251号
24.3.30
改正 防官企第11967号
24.9.7

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

防衛省における政策評価に関する基本計画について(通達)

標記について、別添のとおり定めたので、これにより実施されたい。
なお、防官政第3219号(18.3.30)は、廃止する。

添付書類：防衛省における政策評価に関する基本計画

防衛省における政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）、政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）、規制の事前評価に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制に関するガイドライン」という。）、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に関するガイドライン」という。）、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報の公表に関するガイドライン」という。）、目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承。以下「目標管理型の政策評価の取組」という。）及び防衛省におけるこれまでの政策評価の成果を踏まえ、防衛省における政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

基本計画は、防衛省が行う政策評価の実施方針、観点、効果の把握、実施態勢、政策への反映、情報の公開等の基本的事項について明らかにし、防衛省における政策評価の計画的かつ適切な実施を図ることを目的とする。

なお、具体的な政策評価の実施手順、実施時期等については、「防衛省政策評価実施要領」、年度ごとに別途定める「防衛省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）等によるものとする。

1 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

2 政策評価の実施に関する方針

（1）政策評価の実施に関する基本的な考え方

① 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の実現のための政策評価の実施

防衛省における政策評価は、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（以下「防衛大綱」という。）及び中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（以下「中期防」という。）に基づき、これらに示されている我が国の安全保障の目標の達成及びその実

現に必要な防衛力の構築に資するために実施する。

② 政策評価の目的と主体的かつ積極的な活用

政策評価の実施に当たっては、これまでの防衛省の取組では十分とは言えなかった防衛省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、防衛省の諸施策について国民に説明する責務を全うし、これらを通じて政策を実現するため、政策評価を主体的かつ積極的に活用する。

具体的には、防衛大綱及び中期防の関連政策につき、適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、有効性及び効率性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供する。

同時に、「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」及び「実施 (Action)」(PDCAサイクル) を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、将来のより良い防衛政策のための不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目指すものとする。

(2) 政策体系

- ① 防衛省における政策評価は、防衛大綱及び中期防に基づいた防衛省の任務である「政策」と政策目的を達成するための「政策目標」に、次に示す「政策 (狭義)」、「施策 (広義)」、「施策 (狭義)」及び「事務事業」により構成された別紙に掲げる政策体系に従い実施するものとする。

ア 「政策 (狭義)」

特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

イ 「施策 (広義)」

アの「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策 (狭義)」を実現するための方策や対策と捉えられるもの。

ウ 「施策 (狭義)」

イの「具体的な方針」の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「事務事業」の分野横断的なテーマ、事務事業より上位の政策目標等、「施策（広義）」を実現するための具体的な方策や対策と捉えられるもの。

エ 「事務事業」

ウの「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

② 政策評価と予算・決算の連携強化

政策体系については、政策評価と予算・決算の連携強化に資するものとなるよう努めるものとする。

③ 重要政策に関する評価の体系

施政方針演説等で示された内閣としての重要政策の中で、防衛省が所掌する政策については、当該重要政策との関係、目標及び方針を記載した政策体系を整備する。

(3) 政策評価の方式

政策評価は、以下の三つの方式を用いるものとし、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な方式で実施するものとする。

① 事業評価方式

施策（狭義）や事務事業の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該施策（狭義）又は事務事業を対象として、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか等の観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点で行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて

評価する方式

③ 総合評価方式

政策の問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、防衛省の主要な政策に係る特定のテーマ又は分野横断的なテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析し、解決策を提示するとともに今後の方向性を明示するなど総合的に評価する方式

3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、主として次に掲げる必要性、効率性又は有効性の観点から行うものとし、評価の対象となる政策の特性に応じて、必要であれば、公平性、優先性、その他適切と認める観点を加味して評価を行う。

(1) 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、当該政策を行政が担う必要があるか等の判断を行う。

(2) 効率性

当該政策の目的、目標に照らして、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにし、どの政策手段による実施が最も望ましいか等の判断を行う。

(3) 有効性

当該政策の実施により期待される政策効果が実際に得られているか、又は得られると見込まれるか等の判断を行う。

(4) 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているか等の判断を行う。

(5) 優先性

前各号の観点からの評価を踏まえて、当該政策を他の政策よりも

優先すべきか等の判断を行う。

4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては適切な手法を用いるものとする。その際、情報の公表に関するガイドラインに従い、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な手法を用いるよう努めるものとするが、必ずしも政策効果が政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り、客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

5 事前評価の実施に関する事項

政策評価法第5条第2項第4号に規定する事前評価は、事業評価を基本として実施するものとし、翌年度から新規に実施しようとする施策（狭義）又は事務事業について、翌年度以降の防衛省の施策（狭義）又は事務事業の企画立案の資とするため、その必要性、施策（狭義）又は事務事業の実施により期待される効果等を評価する。

(1) 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り事前評価の対象とする。

(2) 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り事前評価の対象とする。

ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）

この際、研究開発の事前評価に当たっては、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）及び防衛省研究開発評価指針（平成18年3月28日）を踏まえて行うものとする。

イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、防衛省内部部局各課（これに準ずる組織を含む。以下「政策所管課」という。）又は別に定める委員会（その作業部会を含む。以下「委員会等」という。）が必要と認める場合（ア、(3)及び(4)を除く。）

(3) 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、事前評価の対象とし、規制に関するガイドラインに従い評価する。

(4) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る税制改正要望（以下「租税特別措置等」という。）を行う場合は、当該租税特別措置等に係る事務事業について、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事前評価の対象とし、租税特別措置等に関するガイドラインに従い評価する。

6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、政策評価法第7条第2項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。

(2) 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施するものとする。

① 中間段階の事業評価

ア 政策評価法第5条第2項第5号に規定する事後評価（以下単に「事後評価」という。）として、当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする施策（狭義）又は事務事業について、施策（狭義）又は事務事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛省の施策（狭義）又は事務事業の企画立案の資とするため、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上で、評価する。

イ 中間段階の事業評価については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り対象とする。

(ア) 事前の事業評価を実施した施策（狭義）又は事務事業で、開始からおおむね5年を経過し、引き続き概算要求する場合

(イ) 予定されていた施策（狭義）又は事務事業の完了前であつて翌年度に廃止しようとする場合

(ウ) 施策（狭義）又は事務事業の見直しにより、概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を実施しようとするものうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課又は委員会等が必要と認める場合（(ア)及び(イ)を除く。）

ウ 研究開発の中間段階の事業評価に当たっては5（2）アの規定を準用する。

② 事後の事業評価

ア 事後評価として、実施を完了した施策（狭義）又は事務事業について、その後の施策（狭義）又は事務事業の企画立案の資とするため、当初期待されていた効果が得られたか等の評価する。

イ 事後の事業評価については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り対象とする。

(ア) 事前又は中間段階の事業評価を実施した場合

(イ) 国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課又は委員会等が必要と認める場合（(ア)を除く。）

ウ 研究開発の事後の事業評価に当たっては5（2）アの規定を準用する。

エ 租税特別措置等の税制改正要望を行ったものは、当該租税特別措置等に係る事務事業について、平成22年度税制改正大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事後評価の対象とし、租税特別措置等に関するガイドラインに従い、事後評価を行う。

③ 実績評価

ア 事後評価として、目標管理型の政策評価の取組に従い評価が可能な施策（狭義）については、当該評価を実施する。

イ 事後評価として、事務事業については、事務事業の不断の見直しや改善に資する観点から、あらかじめ事務事業の効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的に測定し、目標期間が終了した時点で当該事務事業の達成度合いを評価する。

ウ 施策（狭義）又は事務事業の実績評価については、政策所管課又は委員会等が必要と認める場合は、特段の事情がない限り対象とする。

④ 総合評価

ア 事後評価として、施策（広義）、施策（狭義）又は複数の事務事業の分野横断的なテーマにおける制度、計画、政策方針等（以下「制度等」という。）について、現行の制度等の変更、新たな制度等の制定等の検討の資とするため、政策効果の発現状況を分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因の分析を行い、その解決策、政策への反映の方向性等を評価する。

イ 総合評価については、政策所管課又は委員会が必要と認める場合は、特段の事情がない限り対象とする。

7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価の実施に当たり、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合や、客観性の確保及び多様な意見の反映が求められる場合にあっては、積極的に学識経験者、民間等の第三者を活用する。

具体的には、関連する審議会等の議論の内容を評価に有効活用すること、学識経験者からの意見聴取の機会を十分確保すること等により、学識経験を有する者の知見を有効に活用するものとする。

(2) 前号の目的のため、学識経験者からなる政策評価に関する会議を積極的に活用し、政策評価の計画の策定等評価活動全般にわたる意見を聴取するものとする。

8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

(1) 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定

等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知するものとする。

- (2) 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に1回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知するものとする。

9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

企画評価課は、評価書及び評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。また、部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずるものとする。

10 政策評価の実施体制に関する事項

- (1) 防衛省における政策評価は、政策所管課が実施し、企画評価課が総括するものとする。

政策評価の対象の選定に当たっては、政策所管課は、国民への説明責任を果たすとの観点から、政策評価の対象の選定に積極的な役割を果たすものとする。

政策所管課が政策評価を実施するに当たり、当該政策所管課が所管する政策の実施に係る施設等機関、各幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局は、資料の提出等必要な協力を行うものとする。

- (2) 企画評価課は、職員の政策評価に関する知識の向上及び意識改革の推進に努めるため、評価書作成のためのマニュアル等を利用した研修等を実施する。

また、政策所管課が政策評価書を作成するに当たっては、企画評価課は政策評価手法に関する知見の提供等必要な支援及び助言を行うものとする。

(3) 企画評価課は、大臣官房秘書課等の協力を得て、政策評価に関する最新の知見や情報を職員に普及する研修を企画・実施するものとする。

(4) 関係部局等は、政策所管課における政策評価への取組について、政策所管課の予算及び定員管理の在り方に反映させるものとする。

1.1 その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 企画評価課は、政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口となり、寄せられた意見・要望をもとに評価手法、評価基準等の高度化を図るものとする。

(2) 基本計画については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果、動向等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。

